

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号：7690

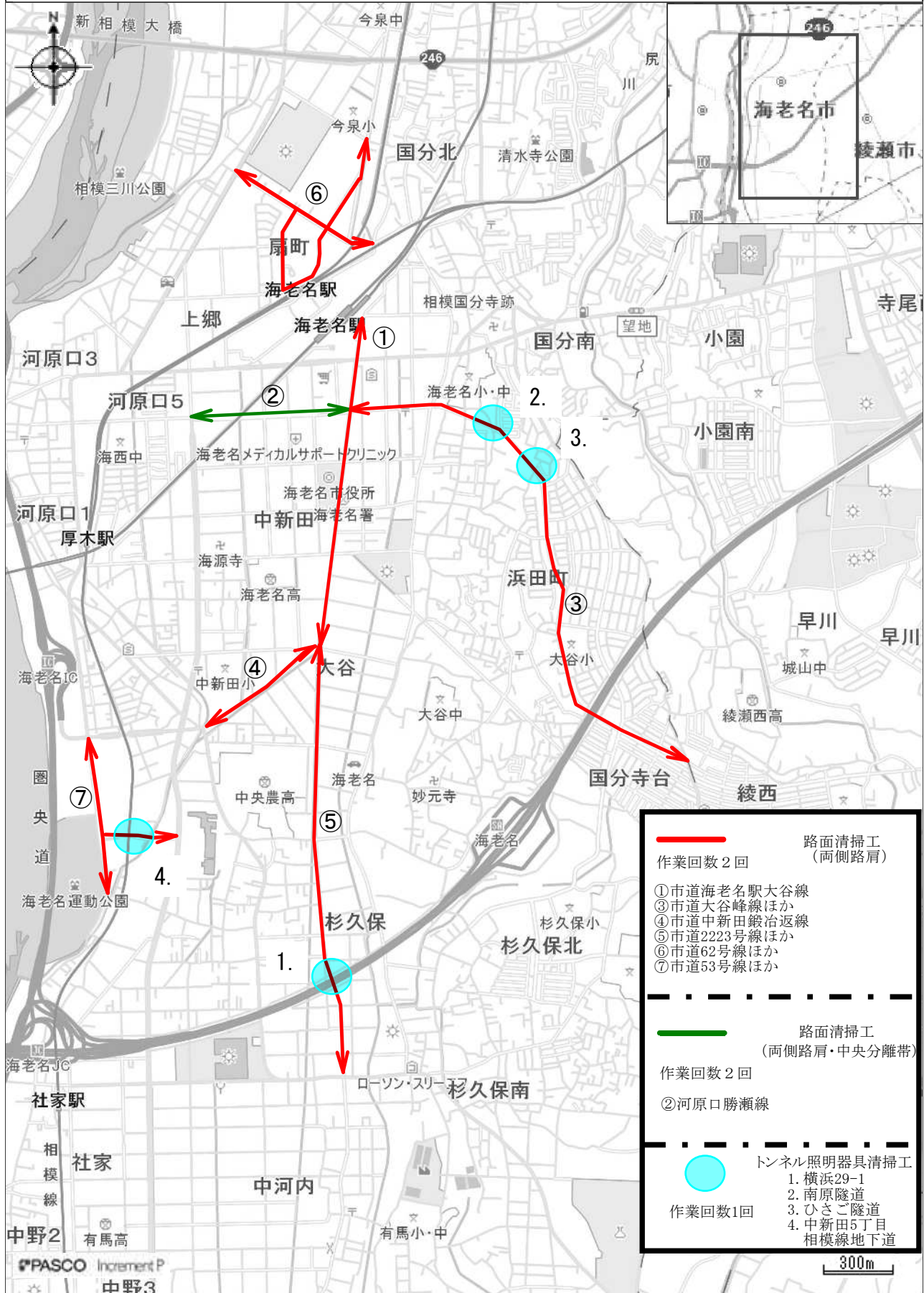
件 名	道路路面および道路施設清掃業務委託	
履行場所	海老名市中央一丁目ほか 地内	
期 間	令和7年9月19日 ～ 令和8年3月19日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	1,936,000 円 (税込)	1,760,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 <u>契約締結にあたっての制限等</u> ○ 前払金額の制限 契約金額の 15% 以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りです。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 <u>契約保証</u> 契約金額の 30% 以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	405 清掃請負(庁舎外)	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 4 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥)を有すること(神奈川県のもの)	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「許認可等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・産業廃棄物収集運搬業許可を確認できる書類の写し (神奈川県のもの)	
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)		開札後、落札候補者は次の書類を F A X で提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。) ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類 (雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (3 箇所) にマスキング(黒塗り)をして提出してください。	

案内図

施設情報

中心地 | 海老名市大谷北3丁目 付近



道路路面および道路施設清掃業務委託 仕様書

1. 件 名 道路路面および道路施設清掃業務委託
2. 履行箇所 海老名市 中央一丁目 ほか 地内
3. 履行期間 令和7年9月19日から令和8年3月19日
4. 業務内容

① 路面清掃工（路線延長 22.5km）

2回実施（10月、3月）

○作業内容

- ・路面清掃車・散水車・ダンプトラックによる車道の清掃

清掃延長 20.2 km

清掃速度 6.0 km/h

移動距離 21.8 km

移動速度 20.0 km/h

- ・汚泥の搬入先は、海老名市契約の産業廃棄物処理処分事業場となります。

（株式会社旭商会）

- ・本委託は汚泥の収集運搬までとし、処理処分費は含みません。

- ・汚泥以外のゴミ等は、分別回収し請負者にて適正に処分すること。

※汚泥に混入させて処分した場合は、汚泥を含めた処理費用を請負者に負担して頂きます。

② トンネル照明器具清掃工

1回実施

○作業数量 158灯（車道及び歩道）

○作業内容 高所作業車を使用し、照明器具の表面を清掃する。

5. 提出物

1) 提出書類 ○施工計画書（契約後概ね10日以内）

○案内図・施工写真を綴じる写真帳 1部（契約時）

○マニフェストB2票（汚泥搬入後7日以内厳守）

○写真 撮影頻度 路面清掃 各回10箇所以上

（作業前中後） 灯具清掃 10箇所以上

排水構造物 測点を決定し撮影

（案内図に撮影箇所を明記）

処分場 全車両

（荷降ろし前の搬入物が確認出来るもの）

6. 特記事項

- ・ 神奈川県内の産業廃物収集運搬許可の資格を有すること。（別紙特記事項参照）
- ・ 契約締結後 2 週間以内に着手すること。監督員と協議の上、全体工程及び月毎の工程表を提出すること。
- ・ 海老名駅前（海老名駅から主要地方道横浜・厚木線まで）の清掃作業については、平日（月、金を除く）に行うこと。
- ・ 作業完了後不十分な箇所が発見されたときは、作業のやり直し等、適切な処置をとること。
- ・ 路面清掃で発生する、汚泥以外のゴミ等は、分別回収し請負者にて適正に処分すること。汚泥に混入させた場合は、汚泥を含めた処理費用を負担すること。
- ・ 道路工事等周囲の交通事情により、路面清掃箇所等に変更が生じる場合がある。
- ・ 交通誘導員の配置は、道路施設清掃作業において 2 名/日を標準とする。なお、警察協議の結果、交通誘導員が追加で必要な場合は別途協議すること。
- ・ 関係法令を遵守の上、公共事業という認識を常に持ち、責務を果たすこと。
- ・ その他詳細については、監督員と協議し対処すること。

7. 環境対策（海老名環境マネジメントシステム関係）

本業務を行うにあたり「海老名市役所環境方針」を遵守し、次のことに配慮すること。

- ① 出される廃棄物は、適正に処理すること。
- ② 使用する機械については、騒音、振動の抑制に努めること。
- ③ 使用する車両は、環境に配慮した車両の使用に努めること。
- ④ 業務実施時に電力を使用する際は、節電に努めること。

特記事項（廃棄物の収集運搬）

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする

第2条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。なお許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。

許可都道府県・政令市：許可書（写）参照

許可の有効期限：同上

事業範囲：同上

許可の条件：同上

許可番号：同上

2（委託する産業廃棄物の種類）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類は、次のとおりとする。

種類：汚泥

3（運搬の目的地）

乙は甲から委託された前項の産業廃棄物を甲の指定する次の目的地に搬入する。また、その積み込み作業の開始から目的地での荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

氏名：株式会社旭商会 代表取締役 根本 敏子

住所：神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目 28 番 14 号

許可都道府県・政令市：相模原市

許可の有効期限：令和9年11月30日

事業の区分：中間処理（焼却、乾燥、破碎、圧縮、選別）

産業廃棄物の種類：（取り扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く）

ア ソリューション・プラザ

（ア）乾燥に係るもの 汚泥

（イ）焼却に係るもの 汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず

（ウ）破碎に係るもの 廃プラスチック類

イ 第1エコ・プラザ

（ア）破碎に係るもの 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類

（イ）圧縮に係るもの 紙くず、繊維くず、廃プラスチック類

（ウ）選別に係るもの 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類

(注) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処理できない。

許可の条件：生活環境保全上必要な措置、環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

許可番号：09820002378

事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所

ア ソリューション・プラザ 相模原市緑区下九沢 2096 番 1 外 10 筆 (6176.96 m²)

イ 第 1 エコ・プラザ 相模原市緑区橋本台二丁目 2181 番 1 外 2 筆 (2254.92 m²)

4 (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第 3 条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲が乙に処分を委託する産業廃棄物は次のとおりとする。

産業廃棄物の発生工程：水路、下水道污水管及び道路側溝に堆積した汚泥の浚渫・清掃作業

産業廃棄物の性状及び荷姿：泥状

腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：性状の変化なし

混合等により生ずる支障：支障なし

日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：該当なし

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合には、その事項：該当なし

その他 (特別管理) 産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項：該当なし

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第 4 条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし業務終了報告書は、第 2 条第 3 項に規定する最終目的地までの運搬区間に応じたマニフェスト B 2 票又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第5条（業務の一時停止）

乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第6条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において契約単価もしくは契約期間を変更するときあるいは予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第7条（契約解除時における処理）

甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

単価抜き

令和 7 年 度

道路路面および道路施設清掃業務委託設計書

番 号	R6.7歩掛、R7.6単価	施 工 年 度	
名 称	道路路面および道路施設清掃業務委託		
場 所	海老名市中央一丁目ほか地内		
施 工 主	海老名市	概要 路線延長L=22.5 k m 1. 清掃作業工1.0式 路面清掃工N=2回 (20.2 k m/回) トンネル器具清掃工N=1回 (158灯/回)	
設 計 区 分			
路 線 名	市道海老名駅大谷線ほか		
期 間	令和 7年 9月 19日 ~ 令和 8年 3月 19日		
日 数	182 日		
部 課 名			
積 算 担 当			
合 計 額			
価 格			
消費 税 相 当 額			

内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
費	道路維持工事							場所区分:市街地(DID補正)
		清掃作業工		式	1			A- 1号内訳書
		仮設工		式	1			A- 2号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
		一般管理費		式	1			
工事価格								
消費税相当額								
合計額								

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	道路維持工事	工事日数(内冬日数)	182日/139日	共通仮設費対象外額	
場所区分	市街地(DID補正)	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	補正なし	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

$$\begin{aligned} \text{共 通 仮 設 費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\ &= \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{支給品費} + \text{事業損失防止施設費} - \text{共通仮設費対象外額} - \text{支給共仮費対象外額} + \text{準備費処分費} - \text{処分除外費} \\ &= \quad + \quad + \quad - \quad - \quad + \quad - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

$$\begin{aligned} \text{現 場 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\ &= \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} + \text{支給品費(現)} - \text{現場管理費対象外額} - \text{支給現場費対象外額} - \text{処分除外費} \\ &= \quad + \quad + \quad + \quad - \quad - \quad - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

間 接 費 明 細 書

算

出

基

礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{対象額による率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

[illegible]

A- 2号		仮設工					1式当たり	内訳書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
交通誘導警備員B				現場		1						C- 1号単価表	
計													

B- 1号		路面清掃作業（機械清掃）					1回当たり	明細書	
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
路面清掃作業(機械清掃)		ブラシ式 フロントリフトダンプ （三輪		km	20.2			C- 2号単価表	
計									

B- 2号		トンネル照明器具清掃工					1回当たり	明細書					
		表面清掃											
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
トンネル照明器具清掃工		表面清掃		灯		158						C- 3号単価表	
計													

C- 1号

1現場当たり

单価表

交通誘導警備員 B

[illegible]

[illegible]

[illegible]

数量計算書

路面清掃作業

L:清掃延長

- 【街路】①市道海老名駅大谷線（路肩部往復） $1,600\text{m} \times 2 = 3,200\text{m}$
②河原口勝瀬線（中央分離帯・路肩部の往復） $740\text{m} \times 4 = 2,960\text{m}$
③市道大谷峰線ほか（路肩部往復） $2,640\text{m} \times 2 = 5,280\text{m}$
④市道中新田鍛冶返線 $630\text{m} \times 2 = 1,260\text{m}$
【その他市道】⑤市道 2223 号線ほか（路肩部往復） $1,900\text{m} \times 2 = 3,800\text{m}$
⑥市道 62 号線ほか（路肩部往復） $1,940 \times 2 = 3,880\text{m}$
⑦市道 53 号線ほか（路肩部往復） $1,060 \times 2 = 2,120\text{m}$

合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) $\times 0.9 = 22,500 \times 0.9 = 20,250\text{m} \div 20.2 \underline{\text{k m}}$

※0.9 は交差点・エプロン等がない部分を控除

※作業の合計実施回数は 2 回（合計延長 $20.2 \text{ k m} \times 2 = 40.4 \text{ k m}$ ）

V: 清掃速度

- ① R6 塵埃量 $(1.65 \text{ t} + 0.73 \text{ t}) \div 2 \div 1.333 \div 0.89 \text{ m}^3$
② R7 年度 清掃延長 20.2 k m
① $\div$ ② $\div 0.044 \text{ m}^3/\text{k m}$ よって $0.1 \text{ m}^3/\text{k m}$ 未満 $= 6.0 \underline{\text{k m/h}}$ （ブラシ式）

L1: 移動距離

- ① 現場と残土処理場の間 19 k m
② 現場と給水場所の処理場の間 0 k m
（給水場所は市役所と仮定する）
③ 現場と現場の間 $2.8 \text{ k m} \quad (0.9 + 0.54) \times 2$
④ 基地と現場の間 0 k m
（基地は市役所と仮定する）
①+②+③+④ $= 21.8 \underline{\text{k m}}$

v: 移動速度

フロントリフトダンプ（ 2.2 m^3 級）定数 $20 \underline{\text{k m/h}}$

T1: 路面清掃時間

$L \div V + L1 \div v \div 20.2 \div 6.0 + 4.456 \div 20 \div 4.456 \text{ h}$

ト初照明器具清掃工(人力施工)

N:照明灯数

- 1.横浜 29・1 84 灯 (車道 4 灯+歩道 80 灯)
- 2.南原隧道 25 灯 (車道 11 灯+歩道 14 灯)
- 3.ひさご隧道 41 灯 (車道 21 灯+歩道 20 灯)
- 4.中新田 5 丁目相模線地下道 8 灯 (車道 4 灯+歩道 4 灯)

$$1.+2.+3.+5.=\underline{158} \text{ 灯}$$

許認可等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
許認可等の要件 ※入札案件概要書「その他の要件」欄コピー	

○許認可等の概要

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

※許認可・資格・認証等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。
※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____ 連絡先 _____